

安芸市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知が安芸市長及び安芸市教育長からあったので、次のとおり公表します。

令和2年8月28日

安芸市監査委員 福 島 文 明

安芸市監査委員 長 野 弘 昌

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
生涯学習課	放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。	土居学童保育所、井ノ口学童保育所の令和元年度自己評価結果は、令和2年7月20日に公表しました。
福祉事務所	平成27年度に子ども・子育て支援制度が施行されることに伴い、市の条例で定めている保育所の自己評価を実施していない。第三者評価は未計画。サービス品質の向上と利用者への情報提供といった目的に向けて検討してください。	令和元年10月に7保育所それぞれ保育所経営計画、園評価計画（重点目標、評価項目、取組指標、成果指標）を作成し、令和2年2月に令和元年度の自己評価を実施しましたが、公表はしていません。 令和2年5月に、令和2年度の保育所経営計画等を作成し、6月にホームページ上で公表しています。今後は保護者へのアンケート等を実施のうえ、自己評価を実施、年度末に結果を公表し、保育サービスの一層の充実を目指します。